

監査基準報告書 505「確認」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 505</p> <p style="text-align: center;">確認</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2021年6月8日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正 2024年9月26日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第20号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《2. 確認依頼の送付に対する経営者の不同意》 (省略)</p> <p>8. 監査人は、確認依頼の送付に経営者が同意しないことに合理性がないと結論付けた場合又は代替的な監査手続から適合性と証明力のある監査証拠を入手できなかった場合、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」第 16 項に従い、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会に報告しなければならない。また、監査人は、監査基準報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」に従い、監査の継続と監査意見に対する影響を判断しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p>	<p>監査基準報告書 505</p> <p style="text-align: center;">確認</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2013年6月17日 改正 2015年5月29日 改正 2021年6月8日 <u>最終改正 2022年10月13日</u></p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第20号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省略)</p> <p>《2. 確認依頼の送付に対する経営者の不同意》 (省略)</p> <p>8. 監査人は、確認依頼の送付に経営者が同意しないことに合理性がないと結論付けた場合又は代替的な監査手続から適合性と証明力のある監査証拠を入手できなかった場合、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」第 14 項に従い、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会に報告しなければならない。また、監査人は、監査基準報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」に従い、監査の継続と監査意見に対する影響を判断しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">(省略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省略)</p>

新	旧
<p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《IV 適用》</p> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p> <p>・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正）</p>	<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <p>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</p>

以 上